

平成29年度 第2回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成29年5月10日(水) 午後2時30分から午後3時30分

2 開催場所 鳥取中央農業協同組合 2階 第3会議室

3 出席委員 (29人)

会長 6番 山脇 優 委員

出席委員

1番	浅井稔洋	委員	2番	鐵本達夫	委員	3番	山崎重三	委員
4番	小谷 章	委員	5番	西谷美智雄	委員	7番	金信正明	委員
8番	數馬 豊	委員	9番	藤井由美子	委員	10番	朝日等治	委員
11番	美田俊一	委員	13番	谷本貴美雄	委員	14番	黒川幸人	委員
16番	日野一良	委員	17番	筏津純一	委員	19番	松本幸男	委員
20番	涌嶋博文	委員	21番	河本良一	委員	22番	影山卓司	委員
23番	原田明宏	委員	24番	黒川 衛	委員	25番	林 修二	委員
26番	笠見 猛	委員	27番	山根清人	委員	28番	小谷俊一	委員
29番	福井章人	委員	30番	山本淑恵	委員	31番	馬場克之	委員
32番	徳田和幸	委員						

4 欠席委員 (1人)

18番 佐々木敬敏 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第13号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 藤原 勝則

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局長 只今から、第2回の農業委員会会議を開会致します。山協会長あいさつをお願い致します。

(2) 会長あいさつ

会 長 皆さんこんにちは。今日は第2回の農業委員会ということで、大変農繁期の忙しい時に皆様にはお集まりいただきまして、ありがとうございました。

今日、関金の方面そして高城の桜、里の方の福庭。あちこち現地調査で回ってまいりましたが、関金の方ではもうすでに田植えがちょこちょこ始まっておりましたけども。大鳥居の辺も早い人は植えておりました。そういうことで大変、本当に忙しくなったなという思いでございます。

先程は、初めての農業委員候補者の面接試験がありまして。私も初めて面接を受けまして、最後は言いたい放題言って帰りましたけども。そういうことで、大変なことをしておりました。今日は議題としては、7号から13号まで行います。また再提案というものも中には入っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

そしてこの後、16時から定期総会を行いますので、引き続いてまた協議の方をお願いさせていただきます。その後には17時から太陽閣の方で懇親会の方も予定しておりますので、最後までよろしくお願い致します。

事務局長 ありがとうございました。前後しますが、一番後ろに女性が座っていますが、この5月からですね、若林さんですが8月いっぱいまでこの農業委員会でお世話になりますのでご紹介させていただきます。よろしくお願い致します。

※ 議長選出

事務局長 そうしますと、この後は農業委員会会議規則の第3条によりまして、会長が議長ということで会議を進行することになりますので、よろしくお願い致します。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 それでは、本日の欠席届を申し上げます。18番佐々木委員、今日は農業共済組合の稲作の会合があるということで、業務担当理事が出席するということでございますので、こちらの方は欠席でございます。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それに続いて議事録署名人の決定でございますけれども、指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは10番朝日委員、13番谷本委員でお願い致します。

(4) 連絡・報告事項

議長 (4) 連絡・報告事項。事務局より説明をお願い致します。

事務局長 それでは、第2回の会議報告並びに予定事項をご覧いただきたいと思います。
(以下事務局説明)

議長 報告事項についてはよろしいでしょうか。日野委員。

16番 はい、議長。16番、農家相談の報告をさせていただきます。
2件ありまして1件目は〇〇〇の〇〇〇〇さんで、梨団地の一角をですね、梨の木は伐採して、根が残って、跡地が荒れていると。それで自分で草刈って管理しているんですが、もう歳で、できないということです。売買または賃貸借を希望したいとのこと。両サイドは梨畑で、今現在作っておられます。その中の梨園ということです。これは今月の議案のあっせんに載っております。
あともう1件ですが、〇〇の〇〇ですね。県外から移住して来られて、家とワサビ田をセットで借りられたんですが、ちょっと奥さんがなかなか帰って来られないということで、また県外へ出てしまわれた。ワサビ田と家を残して。それでこれを売買して欲しいということでした。以上2件であります。よろしくをお願いします。

議長 その他ございませんか。
先程ちょっと報告にありました農業新聞の件ですけども。私が、40部で8位ということ。1位は何部だと思ったら、なんと80部。長野県の松本市の農業委員会の職務代理の女性の方でございました。倍ありました。1部ずつで順位がほとんど、30部以上が個人表彰になっておりました。私の上が41、42、43。下が39、38と1部ずつ順位が入りまして、びっくりしたわけです。とても、倍ってことは大変なことだわということで、どうやってとられたかは聞きませんでしたけども。そういうことでもございました。

(5) 議事

議長 それでは(5)議事に入らせていただきます。今日の議案についての説明を事務局よりお願い致します。

事務局 本日の議案について説明をさせていただきます。
議案の方の議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございますが、議案の2ページ3ページの通り、7件の申請がございました。
続きまして、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございますが、議案の5ページにあります通り、3件の申請が出ております。
続きまして、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございますが、議案の7ページにあります通り、4件の申請が出てきております。
議案第10号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案の9ページの通り、5件の申請がございました。

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について。議案の12ページからでございます。20ページまでで49件の利用権設定の申し出がございました。それから21ページからでございますが、所有権移転が3件ございました。

議案第12号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について。ということで議案の30ページから32ページの通り、2件の申請があがっております。

最後に、議案第13号 農用地利用配分計画についてでございます。議案の35ページからの通り、3件の配分計画案が出ております。

本日の議案につきましては以上でございます。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について。委員の皆様にお諮り致します。議案に対する質疑を求めます、ありませんか。2番 鐵本委員。

2番 資料を見てください。最初1番の分ですけど、同じ〇〇さんですけども、参考ですけど親族関係みたいなものは。

事務局 ご質問がありました番号1の〇〇さんの件でございますが、同じ〇〇〇地内のご近所の方ではございますが、親戚関係等はございません。もう作らないということで、贈与でタダでも良いということです。以上でございます。

26番 〇〇〇さんですが、借受人の方が勤めを辞めて、今〇〇〇周辺の農地を一手に管理されておるということです。

2番 はい。分かりました。

議長 その他ございませんか。よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 異議なしということで、議案第7号につきましては承認と致します。

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、皆さんにお諮り致します。本件につきましては、午前9時30分より当番委員であります、金信委員・涌嶋委員・黒川代理・藤原局長・隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して涌嶋委員より報告をお願い致します。

20番 はい。そうしますと、先程会長が申されましたように午前9時半から行ってきました。申請につきましては、何も問題ないということで判断いたしました。なお、1番の〇〇につきましてははですね、この周辺農地が植林されて、日陰

になっているという事もありますし、猪が出て、作物の収穫に影響があるという事で、今回この際、周辺同じ所に植林をしたいということの申請でした。以上です。

議 長 ありがとうございます。只今報告にございました、第4条につきまして皆様に質疑を求めます。ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第8号につきましては承認と致します。

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして6ページ、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り致します。この件につきましても、同じくメンバーで現地の調査に行っておりますので、涌嶋委員より報告をお願い致します。

(はいの声)

20番 そうしますと代表として、説明させていただきます。5条の申請件数4件とも問題ないと。現地調査した結果、問題なしというふうに判断いたしましたところです。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。それでは、議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。異議なしと認め、議案第9号につきましては承認と致します。

議案第10号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして8ページ、議案第10号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、本件につきましても本日午前9時30分より、現地の調査に行っておりますので。それでは、涌嶋委員より報告をお願い致します。

20番 はい。そうしますと現地確認して来ましたので、涌嶋の方から報告します。申請件数5件 合計9筆という事で現況につきましては、申請の通り問題ないというふうに調査員全員で判断したというところです。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。只今の議案10号につきましてはの質疑を求めます。

2番 2番鐵本です。ちょっと教えてください。番号2番の山林ですけども、地権

者は〇〇〇さんですが、申請人が総合事務所の所長さんで、これは、申請をこの方に代わってしてあげないといけない事があったでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事務局 番号2番の〇〇〇の件でございます。こちらにつきましては、特に〇〇〇さんの方が申請できなかったということではなくて、県の治山事業の関係で事業地内に現況山林になっている農地があるということで、総合事務所さんの方が申請をされたものでございます。

 他市町村でもこのようにしているという事で、今回倉吉市も受けさせていただきました。以上です。

議 長 鐵本委員、よろしいでしょうか。

2 番 もう一点。5番目の公衆用道路を原野というに現況に掲示されているんですけど。利用状況としては、道路になっているということ。それで将来的に市に寄付されるというな場合がよくあるんですが、そういう関係もあるんでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事務局 ご質問の5番の件でございます。1筆目の〇〇の方は、河川の地目。それから中段の3筆につきましては、道路の横のものとなっております。現況地目につきましては税務課の方と相談しましたところ、原野という形がいいのではないかとということで原野にさせていただいております。今ありましたその寄付等につきましては、申請人さんの方からはまだそのような意向は聞いておりませんが、市の管理計画課の担当に河川なり道路敷地になっているということを伝えておりまして、今そちらの方も検討を進めていただいている状況になります。

議 長 よろしいでしょうか。

2 番 はい。

議 長 その他ありませんか。議案10号につきましてはよろしいですか。

 (異議なしの声)

議 長 異議なしということで、議案第10号につきましては承認と致します。

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第11号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。まず始めに説明を受ける前に、該当委員の案件を先に審議させていただく

ことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。13ページ番号1番、2番は、5番西谷委員に係る案件でございますので、西谷委員の退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 はい、事務局。

事務局 13ページでございますが、番号1番 利用権の設定をうける者:〇〇〇 〇〇〇〇、利用権を設定する者:〇〇〇 〇〇〇〇。利用権を設定する土地等につきましては以下記載のとおりでございます。2筆792㎡の賃借権設定でございます。その他番号2番とで、合計5筆3,260㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、案件につきまして、ご質問・ご意見はございませんか。

(なしの声)

議 長 なしという事でございますので承認と致します。それでは西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入室・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては承認となりましたのでご報告致します。

続きまして、13ページ番号3番の有限会社真栄農産は9番藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 利用権の設定をうける者:〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇、利用権を設定する者:〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。利用権を設定する土地等につきましては以下記載のとおりでございます。合計2筆5,102㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入室・着席)

議 長 只今、藤井委員の案件につきまして、承認となりましたのでご報告致します。
続きまして、13ページ番号4番は11番美田委員に係る案件でございますので、美田委員の退席を求めます。

(美田委員 退席)

議 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 13ページ番号4番でございます。利用権の設定をうける者：〇〇 〇〇〇
〇、利用権を設定する者：〇〇 〇〇〇〇。利用権を設定する土地等につきましては以下記載のとおりでございます。合計567㎡の賃借権設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、質疑がございました。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 なしということ承認となりましたので、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 只今の案件につきましては、異議なしということ承認されました。
続きまして、19ページ番号38番、39番の鳥取中央農業協同組合は25番林委員に係る案件でございますので、林委員の退席を求めます。

(林委員退席)

議 長 事務局より説明をお願いします。

事務局 19ページ番号38番でございます。利用権の設定をうける者：〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、利用権を設定する者：〇〇〇 〇〇〇。利用権を設定する土地等につきましては以下記載のとおりでございます。合計3,787㎡の

円滑化事業によるものでございます。同じく、利用権の設定をうける者：○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、利用権を設定するもの：○○○ ○○○ ○○○○○○○○。以下同様の記載でございまして、同じく円滑化事業による賃借権設定でございまして、その他、番号39と合わせまして、2筆5,224㎡の賃借権の円滑事業によるものでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今の案件につきまして、ご質問・ご意見はございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議長 なしということで承認いたしますので、それでは林委員の入場を求めます。

(林委員 入場・着席)

議長 林委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。以上で該当する出席委員の案件について審議が終わりましたので、続きまして、その他の案件について審議を行います。

事務局 議案12ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表でございます。田、畑、樹園地の合計は119,007㎡でございます。利用権設定各筆明細等につきましては、13ページから20ページ記載の通りでございます。

所有権移転関係に移ります。所有権移転をする者：○ ○○○○、所有権移転を受ける者：○○○○○○ ○○○○でございます。移転する土地につきましては、以下記載の通りでございまして1,546㎡の売買でございます。10aあたりの単価は、10万円となっております。

続きまして、22ページ。所有権移転をする者：○○ ○○○○、所有権移転を受ける者：○○ ○○○○でございます。移転する土地につきましては以下記載のとおりで、281㎡の所有権移転売買でございます。10aあたりの単価は、103万円となっております。

続きまして、23ページ。所有権移転をする者：○○ ○○○○、所有権移転を受ける者：○○ ○○○○でございます。移転する土地につきましては記載のとおりで、1,799㎡の売買により移転でございます。10aあたり50万円という事となっております。

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては、24ページから27ページに記載してある通りでございます。所有権移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては、28ページ記載の通りでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今の案件につきまして、皆さんの方で何かございますでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということで承認と致します。

議案第12号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして、議案第12号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてでございますが、その前に該当する委員がございますので、先にさせていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

議 長 農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。30ページの有限会社真栄農産は、9番藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 本件につきましては、藤原局長の方から説明をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

事務局長 それでは、30ページに載っております遊休農地の議案につきましては、先月の議案の中に載っていた案件でございますが、実は〇〇〇〇の方から申し立てがございまして、また再度特別委員会の中でご協議いただくということで、委員の皆様にご協議いただきました。

詳細については、先回の現地調査員の代表ということで、影山委員の方から報告していただいてもよろしいでしょうか。

22番 22番 影山ですが、申し上げさせていただきます。藤原局長の方から先程説明がありましたけども、先般の農業委員会で結果は、補助はゼロということで、決まったんですけども、その後、申し立てがあったということでございます。

状況については、このカラー写真で写っておりますとおりでございます。去年は稲を植えてですね、そのまま刈らずにそのまま倒れてこういうふうな現状になっているそうです。畔にはカヤが出て、小木が生えているという状況でございます。耕耘の状況は、4ページですが、耕耘を3回やってもこういう状況になるということでした。

前回の時はですね1年耕耘してないので、まあ2回ぐらいすれば、使えるではないかと田植えができるでないかということで、そういう判断をした訳でございます。3回してもですね、なかなか厳しい状況だということと、畔についても結構小木があったりとですね、草刈りしたりするのも結構手間が掛かっているということから、またその費用もかなりかかるということで、最終的に特別委員会としては、もう一度再度本日の会議にご協議させてもらってはどうか

ということになりました。そういうことで、特別委員会としては、最小の一反あたり1万円の補助を支給したらどうかということを決めました。ご協議をよろしくお願いします。以上です。

議長 只今、影山委員の方から詳細にあたりまして説明がございましたが、皆様のご意見等をお諮りたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 松本委員。

19番 4ページを皆さん見てもらったら。これ現場見てないんでようわからんですが、だいたいこういう感じに始めの方はこうなんちゅうか、藁とか草が付いて、なんかこの形になって当たり前じゃないかと感じがせんでもないけどね。

議長 実はですね、昨年つくられた人が、ヒエがぼうぼうそれに稲も刈らずにそのままなげてあった関係で、地べたにだーっと、土に引い付いとるです。この状態で耕耘するとこのような1回目ようになってしまうという事ことなんです。

1番 議長。

議長 はい、浅井委員。

1番 あのね。私が思ったんですけど、トラクターを見ますとね43馬力です。43はね、ここでまあ見ると、こういうトラクターをお持ちの人は、4、5人です。我々は、25、6馬力ですわ。そうするとね、努力してやっておられる人にね、1万円あげないといけんと。私は思うんですよ。たったこの少数の、ほんのこっだけの人に乗っておられるトラクターで、努力して作ろうという方にちょっと1万円をあげてもええでないかなと思うんです。以上です。

議長 只今、浅井委員よりでございました。はい、河本委員。

21番 あの、こういう大きいトラクターで田をうったらですね。小さくにはなりません。やっぱりそれなりの大きさのトラクター、ロータリーでないとガラガラになります。それと、まあこれからやるんだったらロータリーでうつんでなくて、初めモアで粉碎してからやるというのが、いいでないかと思えます。

議長 この状態では、モアはかかりません。普通の生えた草じゃないです。稲わらを刈らずにそのまま抑えていますから、モアなんてかかりません。そういう状態です。ですから、1回目うったらこういう状態になるというのが原因です。ですから、特別委員会では、1万円は、最低出さないといけないでないかという決断になったということでございます。

どうですか皆さん。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、認定をさせていただきます、1万円の補助金を出すという事でよろしゅうでございますね。

(異議なしの声)

議 長 ありがとうございます。それでは承認と致しますので、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入室)

議 長 藤井委員へ申し上げます。只今の案件につきまして、皆さんと協議させていただいた結果、一反あたりの助成金1万円と認定致しましたので報告いたします。以上です。

9 番 ありがとうございます。

議 長 涌嶋委員の方から、その他について報告をお願い致します。

20 番 32ページの〇〇〇〇〇〇の〇〇さんの農地の件ですけども。現地調査の結果、現地の方はセイタカアワダチ草が生えており、それを刈り取ったのちに耕耘を2回程度行うべきじゃないかということです。10aあたり2万円を助成するという事で〇〇さんの件は判断致しました。以上です。

議 長 只今の案件につきまして、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんの件でございますが、報告にあった通りでございます。一反あたりの助成金2万円ということで認定をしておりますが、いかがでしょうか。ご承認いただけますか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということで、認定と致します。

議案第13号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして議案第13号 農用地利用配分計画について、説明をお願い致します。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。

35ページ番号1番は、8番数馬委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(数馬委員退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 35 ページ、整理番号1番でございます。権利の設定を受ける者：〇〇 〇〇〇〇。権利を設定する農用地等については以下記載の通りでございます、1筆1,397㎡の賃借権による配分計画でございます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました案件につきまして、質疑を求めます。ありませんか。よろしいですか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、承認と致します。それでは数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員入室)

議 長 数馬委員へ、只今この案件につきましては、異議なしということで承認されましたのでご報告致します。

以上で該当する出席委員の案件について審議が終わりましたので、引き続きましてその他の案件について審議を行います。事務局説明をお願いします。

事務局 35 ページ番号2番でございます。権利の設定を受ける者：〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。権利を設定する農用地等については以下記載の通りでございます、5筆2,790㎡の賃借権による配分計画でございます。

その他番号3番でございます、合計19筆25,750㎡の配分計画でございます。

配分計画による賃借権を受けるもの農業経営の状況等は、37ページから41ページまで記載しております。以上でございます。

議 長 ちょっとお聞きしたいですけど、〇〇〇〇〇〇〇は事務所を移転しとらんですか。

農林課 登記が終わって、報告がありましたら修正します。今はそのままにしてあります。

議 長 移転はしとるでしょ。

農林課 移転はしております。

議 長 分かりました。皆さんの方でご意見・ご質問はございませんか。よろしいですか。

(異議なしの声)

議 長 ないようですので、承認と致します。
それでは議事につきましては、終結と致します。

(6) その他

議 長 続きまして日程6、その他の項に入らせていただきます。
別冊―その他報告・連絡事項―をご覧ください。

(1) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、説明をお願い致します。

事務局 別冊その他報告・連絡事項の(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。資料2ページでございますとおり、各届出日平成29年4月24日 届出者：鳥取県中部総合事務所長。転用目的は、鳥取県の発注工事(県道津原穴沢線道路災害復旧工事)に伴う仮設道路として使用するものでございます。請負業者は〇〇〇〇〇〇〇で、転用期間は平成29年6月10日から9月20日予定でございます。届出地の詳細地図等につきましては以下記載の通りでございます。以上です。

議 長 続きまして、(2)あっせんの関係です。石賀主幹の方からよろしく申し上げます。

事務局 3ページでございます。2件のあっせんがございました。まず①相談者は〇〇〇さんで、〇〇の方でございます。〇〇にあります2,621㎡の農地の売買あるいは賃貸借ということで、ご依頼がございました。あっせん委員の選任をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、4ページですが、農家相談で日野委員の方からお話がありましたが、梨を伐られて、どなたかに売買なり賃貸借をお願ひしたいということで、〇〇〇の5,781㎡の農地でございます。あっせん委員の選任をお願ひしたいと思ひます。

議 長 只今、あっせんの申し出がありました。〇地区と〇〇地区でございますが、〇〇の〇〇さんの件でございます。河本委員。

21番 佐々木委員と小谷委員にお願ひしたいと思ひます。

議 長 小谷委員と佐々木委員ですね。

21番 その前にね、これ〇〇〇が受けてくれるのだろうか。浅井さんどんなだろ。

1番 そいつは受けんかもしれんなあ。

- 議 長 ○○○より○○○○○の方がええことでないかえ。
- 1 番 堤の下でしょ。堤の下の方。
- 議 長 はい。まあ3人とも頑張ってください。それから、○○○の○○さんの梨畑。これ抜根してあるか。
- 2 1 番 抜根はない。
- 1 6 番 根は残っとる。
- 議 長 根は残っとるか。ユンボでおこさないけんか。
- 2 1 番 柵はきれいに整理したということです。
- 2 5 番 ○○の○○○○さんの娘婿さんが今、梨を継ぎまして、この斜線の上の四角が2つある左側の方をつくっとんなる。○○さんの娘さんも今、農大で研修に行かれております。そんでまあできたら一括して話ができればええかなと思ひまして。
- 議 長 まあ、そこまで詳しくあったら林委員にお任せを致します。
- 2 5 番 梨を今、SSで農薬をしますのでね、野菜をその隣に作るということはね、まずダメだと思うんですよ。農薬をするのは。そういうことで梨か、まあ園芸施設でねハウスとかトンネルあたりだったらまだ救われるけど。他のものは大変でないかなと。
- 議 長 はい。林委員ひとりでもいいですか。
- (はいの声)
- 2 5 番 數馬委員を。
- 議 長 ○○地区だけ。數馬委員よろしく。頑張ってください。林委員ひとりでは寂しいということなので。
- それでは、その他についてですね。(3)農地等あっせん活動の状況について、①④⑤を藤井委員・日野委員のあっせん委員でございますが、報告をお願いします。
- 1 6 番 報告いたします。1番目の○○○○さんのところはですね、ハウスを含めてまだ買い手が見つかっておりません。両サイドが梨畑というような畑です。4か所あって、いいところ2カ所は、借り手が見つかりました。

議 長 これは〇〇の方かえ。

16番 そうです。〇〇の方で、ハウスはまだ10万円で買うっていう人はおられませんので。でも新品を買うとね90万円。それと、移設しても50万円はかかる。それを10万円で、皆さんでご希望があれば。

次に4番目の〇〇〇〇さんですが、これ中山間の関係で草刈りをせないけんで、1か所は〇〇〇の方で、もう1か所は〇〇さんのところですよ。そんであと2か所はですね、〇〇さん。責任者の〇〇さんが取り敢えず管理するということでした。以上です。

議 長 草刈りだけしかせんと。耕作はしならんのか。

9番 ⑤は、本人さんは、〇〇におられて、以前私の小さい頃は〇〇〇に家もあったんですけど、今は全然家も何も無しで、この田んぼだけが残っているという感じですよ。小さい時の顔は覚えとるんですけど、今、全然どがな人だったか分からんし。まあ電話番号も書いてあるし電話をかけました。

近所の人にもずっと聞いてみたんですけど、タダでもいらんって言われました。ほんで神社が隣にあってね。神社の陰になっていて、うちが今作っとなんですけど、陰になって稲はできん。畑にしても石がらで全然畑もできん。まあしょうがないけなということよ、取り敢えずは米を作っとなんですけど。神社の木はバラバラと落ちてくる。木の陰になるけ伐ってと言ったら、〇〇〇神社は予算がないで木は伐れんって言いなるですよ。

この間、農業委員会の方に来られて「タダでもええけ」ってチラっと言われたって言いなるんですけども。タダでもホントに皆がいらんっていう位変な田んぼですよ。それでその変な田んぼなんて言っていないですけど、本人さんがおられんかって奥さんにして。こういう状況で誰もちょっと話しとる中では、欲しいって言いなる人がないって話をしたら、「そうですよねー」っていうことを言っておられて。取り敢えずは、あっせん活動してみるけどないと思いますので、一応〇〇に来られた時は寄ってみて下さいっていうことで話をしました。

そのあとは、何もないですけど。取り敢えず、今のところもうちょっとの間、うちで作ってみようかなと思っています。以上です。

議 長 頑張ってくださいと思います。続きまして、数馬委員、②について。

8番 ②の相談についてですが、本日農業委員会にかかっておりますけども、売買の成立が完了いたしました。

事務局 3ページに載っております。一反あたり131千円の売買が成立しました。早い対応をしていただきまして、ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。成果がありました。

続きまして、③の件について14番 黒川委員。

14番 黒川です。売買の方ですが、〇〇県にお住みの〇〇〇さんという方は、昨年定年になったということです。場所は、〇〇〇の橋からずーと下がって400m位下がって行った土手の淵にある田んぼです。これは売買をご希望なんで一応1ヶ月歩き回ってですね、4人の地元の人をお願いしたんだけど。反がどれくらいかという、10a80万位。

すぐ宅地化できるというような場所ですけど、ただですね、この田のところに水門がありまして、ここを閉めちゃうと田んぼがですね相当かさ上げしないと宅地は無理じゃないと思うです。一応これまでですね、地元の周りの人に迷惑を掛けないようにということで、草刈りと田の打ち込みはしてありますので、当分の間は迷惑を掛からないと思います。なんとか売買できるように頑張ってみようかと思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。1m位上げないけんかね。

8番 そうです。あの水門がですね、もう田んぼスレスレ位までできてしまって。

議長 堤防を降りたところでしょう。

8番 そうです、そうです。坂の部分。小屋がありますから。

議長 あそこは住宅地になるところでね。分かりました。続きまして⑥。はい、西谷委員。

5番 報告します。4月10日の農業委員会のすぐ後にこの方に電話を致しましたが、時間帯がどうもつかめなかった関係がありまして、連絡が取りできませんでした。あくる朝、自分家業の方が忙しいもんですけ1日も早く処理をしたいということがありまして。あくる日にすぐ連絡を取りましたら連絡が取れて、売買の意図をお聞き致しました。

本人さんは〇〇歳になるので、自宅の方も順次処分したい。土地も処分したいということで、しゃべっておられました。耕作をしておられるのが、〇〇〇〇さんという方で、〇〇〇〇〇〇の730㎡を作っておられます。〇〇〇〇さんは購入してもええよ、お金を出すよということでお話しはいただいております。

〇〇〇〇〇〇の方の112㎡につきましては、まだ未定でございますけども。7月に法事があるという事でございます、〇〇さんがお帰りになるということで、これが最後になるでないかということをお願いされました。売買の方の契約がなんとかできらへんかなあと思うところです。

議長 ありがとうございます。まあいい方向に向かっておるでないかなと思えます。あっせん委員の皆さんありがとうございます。

続きまして、現在の農地利用最適化推進委員の募集状況について、局長より

報告致します。

事務局

そうしますと、状況について説明させていただきます。5月9日昨日現在で推進委員の募集状況が9人。9人でその内の3人は農業委員と併願ということですので、定数は9人で実質6人という状況でございます。具体的には、第3地区の北谷、高城、そして第4地区の小鴨、上小鴨は、これはすでに定数達しておりますので、この2つは募集延長をしておりません。募集延長をしました内で第2地区灘手、社でございますが、定数2人に対して併願を入れて3人。3人の応募がございましたので、一応こちらは定数に達しました。それ以外の第1地区の上北条、上井、西郷、倉吉ですね、この地区が定数2人に対して現在0という事です。それから第5地区の関金定数1人に対してこちらにも応募0という事で、3名足りないという状況でございます。

追加募集の期限が5月15日来週の月曜日まででございますので、もう少し日にちがございしますが、15日までに応募がないという事になりますと、今言った第1地区と第5地区については更に募集延長ということになりますので、具体的には1ヶ月更に延長するという事。6月15日ぐらいまでという事になりますので、そうならないように農業委員さんのご協力をいただきたいという事でございます。

農業委員の方は、19人に対して22人の応募がございましたので、先程とそれから新規の方については、明後日12日に面接等行って、結果を市長に報告して議会にかけるという流れでございます。以上です。

議長

今報告がございましたように、まだ応募のない地区の農業委員さん頑張っていて、どなたかを推薦とかお話していただいたほうがいいという風に思っております。昨日別件の会議がございまして、湯梨浜町の状況をちょっと聞いたら、推進委員は未だにゼロで、何とかせいと会長が喝入れとるらしいけども、なかなかまだ応募がないという事でございます。鳥取は40数名あったようでございます。

では、(5) その他 学校給食研修について。

事務局長

7月10日の農業委員会の時に、学校給食試食会を予定しています。事前に、質問事項を取りまとめたいと思いますので、別紙をお配りしておりますので、次回6月9日の定例会までに提出をお願いをしたいと思います。

それからもう1点は、今日お配りしました平成29年度の農業委員会の会議並びに現地調査の日程表で、赤字で書いているところが変わったところがございます。今言いました7月10日が給食試食会がある関係で、場所を給食センターの会議室にして行います。更にこの会議の時間は、来月の6月以降は一応13時からということで変更しております。以上です。

事務局

学校給食の試食は12時から行いまして、12時から13時の間に片づけて13時から給食センターの同じ会場で会議ができるように考えております。学校給食センターは駐車場が狭いので、ちょうどその日が月曜日です。

プラザが休館日ですので、こちらの駐車場を使って下さい。

議 長 給食センターの質問事項がありますけども。皆さん結構厳しいものを書いていただいても結構です。遠慮なく書いてくださいよ。

以上で事務局の方からはありませんけども。他に皆さんの方から何かその他の報告がございましたら。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、本日の定例会議は以上を持ちまして閉会と致します。

— 午後3時30分 閉 会 —